

古文書解読チャレンジ講座第十六回

猫、大八車に牽かれる

出典…「日記言上之控」高野家文書

(請求番号CL-155)

平成二十六年八月 東京都公文書館

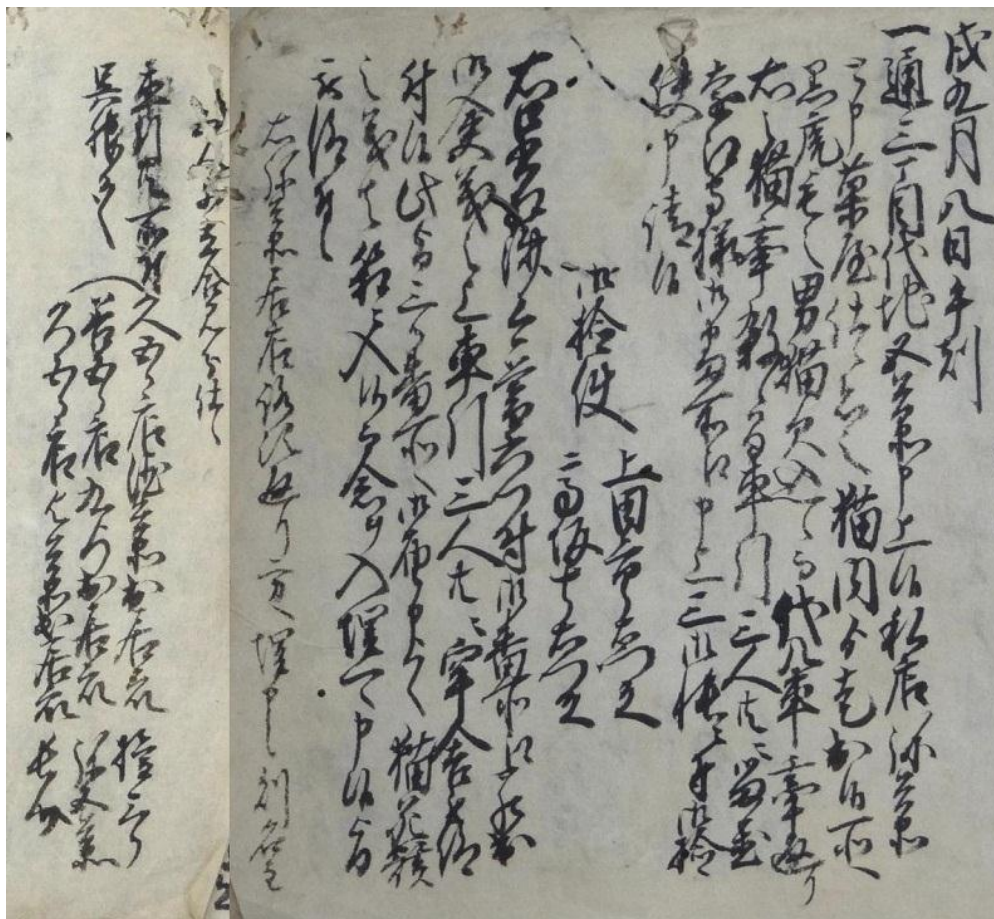
今回は、江戸の町名主の記録のうち、宝永三年（一七

〇六）九月八日に発生した、猫が大八車に牽かれるとい  
う事件を取り上げます。

日常どこにでも起こりうる何気ない事件の裏に、当時  
の社会状況が見え隠れしています。当時の人びとが暮ら  
した江戸の町とは、いったいどのような社会であったの  
でしょうか。

これまでの、古文書解読チャレンジ講座で取り上げた  
くずし字よりも難解ですが、早速読んでみましょう。

一、史料 「日記言上之控」（宝永三年九月八日）



二 史料の解読／読み下し例

戌九月八日午刻  
 一通三丁目代地五兵衛申上候私店 弥兵衛  
 一通三丁目代地又番中上右衛門 弥兵衛  
 と申葉 屋仕候者之 猫 内より走出候所へ  
 黒虎毛之男 猫 欠込候而代八車 牽通り  
 黒虎毛之男 猫 欠込候而代八車 牽通り  
 右之猫 牽 殺 候間車 引 三人共二留置  
 遠江守様御番所江申上三御帳二付御檢  
 使 申請 候  
 御檢使  
 上田 市郎右衛門殿  
 高坂 十郎右衛門殿  
 三郎右衛門殿

右口書相濟今暮 六ツ時御番所江罷出  
 御僉義之上車 引 三人共二牢 舍被仰  
 付候此旨三御番所へ御届申上候猫死骸  
 之義 者箱二入候而念ヲ入埋可申候旨  
 被仰 付候  
 右弥兵衛居店路次通り方へ埋申候則名主  
 五人与立合見分仕候  
 車引共 所付 久五郎店徳兵衛 出居衆 権三郎  
 呉服町 善五郎店九右衛門出居衆 弥五兵衛  
 久五郎 店与兵衛出居衆 長介

【解読文】

戌九月八日午刻

一通三丁目代地五兵衛申上候私店弥兵衛

と申菓（「子」脱カ）屋仕候者之猫内より走出候所へ

黒虎毛之男猫欠込候而代人車牽通り

右之猫牽殺候間車引三人共ニ留置

遠江守様御番所江申上三御帳ニ付御檢

使申請候

御檢使 上田市郎右衛門殿

高坂十郎右衛門殿

右口書相濟今暮六ツ時御番所江罷出

御僉義之上車引三人共ニ牢舎被仰

付候此旨三御番所へ御届申上候猫死骸

之義者箱ニ入候而念ヲ入埋可申候旨

被仰付候

右弥兵衛居店路次通り方へ埋申候則名主

五人与立合見分仕候

車引共所付

久五郎店徳兵衛出居衆 権三郎

呉服町 善五郎店九右衛門出居衆 弥五兵衛

久五郎店与兵衛出居衆 長介

【読み下し例】

戌（宝永三年）九月八日午刻（正午）

一、通三丁目代地五兵衛申上げ候。私店弥兵衛

と申す菓（「子」脱カ）屋仕り候者之猫、内より走り出で候所へ

黒虎毛の男猫欠け込み候て、代人車牽き通り

右の猫牽き殺し候間、車引三人共に留め置き

遠江守様御番所え申し上げ、三御帳に付け、御檢

使申し請け候。

御檢使 上田市郎右衛門殿

高坂十郎右衛門殿

右口書相濟み、今暮六つ時御番所え罷り出で

御僉義の上、車引三人共に牢舎仰せ

付けられ候。此旨三御番所へ御届け申し上げ候。猫死骸

の義は箱に入れ候て、念を入埋め申すべく候旨

仰せ付けられ候。

右弥兵衛居店路次通り方へ埋め申し候。則ち名主・

五人与立ち合見分仕り候。

車引共所付け

久五郎店徳兵衛出居衆 権三郎

呉服町 善五郎店九右衛門出居衆 弥五兵衛

久五郎店与兵衛出居衆 長介



【語句説明】

○遠江守（とおとうみのかみ） 中町奉行の丹羽長守のこと。一五〇〇石の旗本。元禄一五年（一七〇二）閏八月に長崎奉行より転任し、正徳四年（一七一四）正月に辞して寄合に列する。（『寛政重修諸家譜』第十一）

○三御帳（さんおんちよう） 各町奉行所に備えられた「言上御帳」のこと。中町奉行所が未設置の時期には「両御帳」と記されていることから、中町奉行所を加えた三奉行所ということをして反映して「三御帳」と称されたと考えられる。（吉原健一郎「十七世紀の江戸町方史料（1）―『日記言上之控』（元禄十三年）―」『日本常民文化紀要』第十四号）

○三御番所（さんごばんしょ） 北・中・南という三つの町奉行所の総称。「番所」とは町奉行所のこと、当時は北・中・南という三つの町奉行所が存在しており、総じて「三番所」と称した。理由は明確でないが、元禄一五年（一七〇二）新たに呉服橋内の南側に中町奉行所が設置され、享保四年（一七一九）に廃止されるまで三奉行体制がとられた。（『江戸学事典』）

○五人与（ごにんぐみ） 五人組のこと。

○出居衆（でいしゅう） 当史料における「出居衆」とは同居人のこと。例えば「久五郎店徳兵衛出居衆」の「権三郎」とは、久五郎という家主（家守）が管理する店（賃貸用の建物または部屋）を借りている徳兵衛と同居の権三郎、という意味である。一般には、自分自身では店を借りることができないまま都市に滞留している日雇い稼ぎの者である。

【解釈】

今回の事件は、通三丁目（現・中央区日本橋三丁目）代地の五兵衛からの訴えです。五兵衛が貸した店で菓子屋を営んでいた弥兵衛の飼う猫が内より飛び出したところへ、黒虎毛の雄猫が駆け込み、ちようど通りかかった大八車に牽かれてしまったという事件です。

大八車を引いていた人足三名はその場に留め置かれ、町役人らが中町奉行所へ届け出て、言上帳に記載の上、検使を受けることとなりました。検使役人として、上田市郎右衛門・高坂十郎右衛門が派遣されました。

検使役人による取調書の作成が終わり、奉行所へ出頭したのは暮六つ時（午後六時頃）になっていました。奉行所での取調べの結果、車引の三名は牢屋に入れられることとなり、その旨を各奉行所へも報告しました。

猫の死骸は、箱に入れて入念に埋めるように命じられ、名主や五人組が立ち合いの上、弥兵衛の店のある通りの端へ埋葬されました。

車引き人足の者たちは、呉服町の久五郎店徳兵衛方の出稼ぎ奉公人である権三郎と長介、同じく善五郎店久右衛門方の出稼ぎ奉公人である弥五兵衛でした。

三、史料解説

■高野家文書「日記言上之控」

古文書解読チャレンジ講座の第一回で登場した「撰要永久録」と同じく、南伝馬町の伝馬役・名主を勤めた高野家の史料群（高野家文書）のなかの一つです。高野家は屋敷のあった南伝馬町のほか、通三丁目代地や南鞘町・南塗師町など複数の町名主も兼帯していました。

表題にもある「言上」とは、町奉行所の重要書類である「言上帳」に記載することを意味します。東京府が作成した明治二年（一

八六九)から同四年までの「言上帳」については、古文書解説手  
ヤレンジ講座の第三回から第八回までで扱っています。

言上帳は、町奉行所で毎月一冊作成されるもので、実務担当者  
である当番与力が管理する書類(言上帳、御用留、捕者帳、書上  
帳、日記、言送帳、手形帳、牢帳、記事条例、当番心得留、旧記  
留、諸事留)のなかで筆頭のものでした。

町より奉行所へ上げられる日々の訴は、管轄する町名主が下調  
べを行い、町法に沿って訴状を認め、町名主・月行事・家持・家  
主などが付き添って月番の町奉行所へ出頭して届け出るという  
流れを踏みました。後日の証拠のために言上帳附を願ひ出る場合  
と、諸届のように言上帳に記載しない場合とがありました。

今回取り上げた史料は、元禄一三年(一七〇〇)から正徳元(一  
七一)年までを編年体でまとめたもので、言上帳附を申請した  
際の名主の控え、もしくは町奉行所の言上帳から関係箇所を書き  
抜いたものと考えられ、九二九件に及ぶ事件・事故などが収載さ  
れています。

言上帳に収載されているのは、盗難窃盗、喧嘩口論、欠落出奔、  
捕り物や処罰、捨子迷子や行倒れ、跡式相続など日々の江戸の町  
で起こった出来事で、出稼ぎ奉公人や日雇などの下層民が主役と  
いえます。そのことから、元禄という時代の庶民の姿を垣間見  
ることのできる貴重な史料です。

この「日記言上之控」は、史料を翻刻したものが『南伝馬町名  
主高野家 日記言上之控』(東京都、一九九四年)として刊行さ  
れていますので、ご興味のある方はご覧になってください。

\*吉原健一郎「十七世紀の江戸町方史料(1)―『日記言上  
之控』(元禄十三年)―」(『日本常民文化紀要』第十四  
号)

『南伝馬町名主高野家 日記言上之控』(東京都、一九九四  
年)

## ■「解放」された猫

現在、多くの人が目にするのは、首輪で繋がれた犬、野放しの  
猫という光景だと思います。

しかし、江戸時代初期までの絵巻物や屏風絵を見ると、番犬と  
して放し飼いにされていた犬とは反対に、猫は屋内で紐に繋がれ  
ていた様子がよく描かれています。奈良時代、経典を鼠から守る  
ために中国より輸入されたと言われています。しかし、時が経つ  
とともにペットとして重宝されるようになり、やがて首輪や紐で  
繋がれて飼われるようになりました。

「犬は繋がれ、猫は放し飼い」という光景の契機となったのは、  
慶長七年(一六〇二)に京都で発布された猫放し飼いかい令といわれ  
ています。当時、京都の都市化に伴って鼠害が大きな問題となっ  
ており、都市政策の一つとして京都町奉行所は猫の放し飼いを命  
じました(『猫の草子』、『時慶卿記』)。

それ以後も、猫は人気のある高価なペットとして愛好されてお  
り、他人に盗まれることを危惧した飼い主によって、依然として  
紐で繋がれていました。

この状況を一変させたのが、いわゆる生類憐み令に関連して出さ  
れた犬猫の放し飼いかい令です。ここでは、貞享二年(一六八五)七  
月に出版された触書(高野家文書「撰要永久録 御触事」/『東京  
市史稿』産業篇第七所収)の読み下し文を載せておきます。

一、先日申し渡し候通り、御成り遊ばされる御道筋へ犬猫出し  
申し候ても苦しからず候間、何方の御成りの節も犬猫つなぎ  
候事無用たるべきものなり

内容は、先達て將軍のお成りの際にその道筋へ犬猫を出しても  
咎めないという触書を出したので、お成りの際は犬猫を繋ぎ止め  
ておく必要はないという触書が改めて出されたというものです。

\*『猫の草子』(『日本古典文学全集三六 御伽草子集』小

学館、一九七四年)

上田穰「歴史家のみた御伽草子『猫のさうし』と禁制」(『奈良県立大学研究季報』二〇〇三年)

黒田日出男『絵画史料で歴史を読む』(筑摩書房、二〇〇四年)

『東京市史稿』産業篇第七(東京都、一九六〇年)

■ 日常の輸送手段、大八車の登場  
大八車とは、江戸時代前期以降に江戸のほか城下町などで広く使用された荷車のことです。

江戸では当初、牛に荷車を牽かせた牛車や、動きやすいように車輪を下部に取り付けた長持(車長持)が使用されていました。しかし、車長持は、明暦の大火の際に道を塞いで混雑を助長したことにより、以後は使用禁止とされました。明暦の大火後には各地で多くの普請が行われたため、迅速かつ容易に物資を運ぶことのできる輸送手段として、木挽町周辺の牛車大工が考案したと言われています。

名称の由来は、人間の八人分の運搬をするという意味で「代八」とも、車台の大きさが八尺(約二・四メートル)であったため「大八」とも言われています。

当初は牛も引きましたが、のちに人のみが牽くものとして流行しました。また、大坂などでは大八車は利用されず、板車(べか車)が流行しました。

\* 『国史大辞典』

『日本国語大辞典』

■ 犬だけじゃない、生類憐み令

なぜ猫を牽いた三人の車引きは、牢舎にまで入れられることになったのでしょうか。それは、五代將軍徳川綱吉の代表的な政策である「生類憐み令」によるものでした。

綱吉の生類憐れみ令というと、犬を連想する人も多いかと思いますが、「生類憐み令」とはこの時代に出された関連法令の総称であり、その名の通り犬以外に牛・馬・鳥類など、さらに捨子の禁止や孝行道徳など人も含めた「生類」を対象としたものです。生類憐み令は、四代將軍家綱の時代に権勢を振るった堀田正俊が死去した翌年の貞享二年(一六八五)、先述した將軍が通る道筋に犬や猫が出てきてもお構いなしという町触が出されたことに始まるといわれ、綱吉の死去した宝永六年(一七〇九)までの間に一〇〇件以上の触れが出されました。

武断から文治という世の中の流れのなかで、殺伐とした気風を払拭し、仁や慈悲を期待するという施策です。儒教と仏教の思想に基づくものとされ、頂点に立つ將軍のもとで生類を幕府の庇護・管理下に置こうとする現れとも理解されています。

ただ、綱吉は強い將軍権力のもとでの中央集権的な国家像を構想していましたが、個人の思考のみでこれだけ社会を急変させることは難しく、世上の必要から生まれたものといえます。

意図的でないにせよ、生類である猫を殺生してしまった車引き人足らは、当時の法令にしたがって入牢を申し付けられたのでした。

\* 塚本学『生きることの近世史』(平凡社、二〇〇一年)

大石学編『徳川歴代將軍事典』(吉川弘文館、二〇一三年)

今回取り上げた史料は短文ではありますが、大八車の登場、猫の解放、生類憐れみ令は、徳川の世という新しい時代、そのなかでも徳川政権確立期という時代を反映したものであり、まさにこの時代が産み出した「悲劇」を端的に伝えるものといえます。

(完)